

令和7年度 第4回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和7年（2025年）11月20日（木）13時50分～15時50分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順）

堀江信之会長（公益社団法人日本下水道協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、岩村千恵子委員（鎌倉市管工事業協同組合）、風間しのぶ委員（東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻）、北原圀彦委員（市民公募委員）、田中重代委員（鎌倉市建設業協会）、田中隆一委員（日本下水道事業団事業統括部）、安井孝委員（東京地方税理士会鎌倉支部）、若林広晃委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、杉浦都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、山田財政課長、廣瀬下水道経営課課長補佐、今井下水道経営課担当係長、遠藤下水道河川課担当係長、花田浄化センター所長補佐

(3) 事務局

根本下水道経営課担当係長、畠山下水道経営課主事、指田下水道経営課事務職員

4 報告事項

(1) 鎌倉市雨水管理総合計画について

(2) 鎌倉市公共下水道経営戦略進捗報告について

5 議題

鎌倉市公共下水道経営戦略について

6 会議の概要

(会 長) 定刻となりましたので、令和7年度第4回鎌倉市下水道事業運営審議会を開会いたします。それでは次第に沿って進めます。

初めに、事務局から委員の出席状況他について報告をお願いします。

(事務局) 初めに、本日の委員の出席状況について報告します。

本日の委員出席状況につきましては、9名中9名の御出席、うち2名のリモートでの御参加をいただいております。鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日、傍聴希望はありませんでした。

続きまして、会議資料の公開について報告します。審議会資料につきましては公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日の資料については、資料一式を机上に配付しています。また、次第に記載の参考資料についてもファイルにまとめて机上に用意してございますので、適宜御覧ください。

なお、本日の会議につきましても、委員個人の名前は記載しない形で会議録をホームページに公開いたします。

ここまでで何か質問はございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) それでは会議を進めます。次第3、報告事項「(1) 鎌倉市雨水管理総合計画について」事務局から説明をお願いします。

(担当課) 鎌倉市雨水管理総合計画について説明いたします。

鎌倉市雨水管理総合計画の策定に当たっては、令和7年12月1日から令和8年1月9日にかけて意見公募を実施する予定です。

次に、雨水管理総合計画についてですが、概要を作成しましたので、資料1「雨水管理総合計画の概要」を御覧ください。

資料2は1ページから4ページにかけての「1 雨水管理総合計画の背景と目的」についてです。これまでの下水道による浸水対策は、汚水処理と雨水排除の整備区域をおおむね同一とし、雨水整備については、計画区域全域で一律の整備目標により整備を進めることを基本として、過去の浸水被害の大きい地区を優先的に整備してきました。しかし、近年では、選択と集中の観点から、浸水対策を実施すべき区域を明確化し、期間を定めて集中的に実施することが求められるようになってきました。そのため、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定めた、下水道による浸水対策を進めるための雨水管理総合計画を策定するものです。

資料2は5ページの「2 検討対象区域の設定」では、浸水被害の軽減を図るべき区域を設定しており、対象区域を下水道全体計画区域としています。

資料2は6ページの「3 地域(ブロック)分割」では、排水区域の分割の必要性について検証しています。鎌倉市の下水道全体計画の排水区域は90か所あり、200ヘクタールを超える排水区がある場合は排水区を分割することとなっておりますが、鎌倉市の排水区は全て200ヘクタール未満であるため、排水区の分割は行っておりません。

資料 2 は 7 ページから 13 ページにかけての「4 浸水リスクの想定」では、将来の気候変動を考慮した 1 時間当たり 59.7 ミリメートルの計画降雨、現状の 1 時間当たり 57.1 ミリメートルの計画降雨、1 時間当たり 78.5 ミリメートルの既往最大降雨、1 時間当たり 153.0 ミリメートルの想定最大降雨による浸水シミュレーションを行い、浸水リスクを想定しています。

資料 2 は 14 ページの「5 地域ごとの浸水要因分析」では、鎌倉市の浸水要因として特に影響の大きい「河川と水路の要因」のうち、水路の流下能力不足による浸水要因について整理しています。

資料 2 は 15 ページから 19 ページにかけての「6 評価指標の設定と評価」では、「浸水リスク」及び「都市機能等重要度」から評価指標を設定し、排水区ごとに気候変動を考慮した浸水対策を実施すべき区域の絞り込みを行っています。

資料 2 は 20 ページから 23 ページにかけての「7 浸水対策実施区域の設定」では、浸水リスク、都市機能等重要度で評価した区域を重点対策地区、一般地区（高）の 12 区域に選定しており、資料 1 にお示ししているとおります。

資料 2 は 24 ページから 25 ページにかけての「8 地域ごとの整備目標の設定」では、重点対策地区、一般地区（高）、一般地区等の整備目標時期、対象とする降雨ごとの減災対策を定めています。

資料 2 は 26 ページから 27 ページにかけての「9 段階的対策方針の設定」では、対象区域の計画降雨、既往最大降雨、想定最大降雨における当面、中期、長期の段階的整備目標を設定し、各浸水対策の目標を設定しています。

資料 2 は 28 ページから 30 ページにかけての「10 段階的対策計画の策定」では、対象区域の当面、中期、長期の対策ボリューム、対策内容をまとめた「雨水管理総合計画マップ」を記載しています。

資料 2、31 ページ以降は参考資料の用語集として計画内に記載されている用語についての解説をまとめています。

続きまして 3 ページ目、参考を御覧ください。雨水管理総合計画には、対策による結果までは記載されていないため、一例を御説明します。一番上の図面を御覧ください。こちら黄色で着色された箇所が長谷の大仏を擁する「稲瀬川ブロック」となります。赤丸箇所は長谷観音前の交差点となります。赤色でハッチングされた部分が平成 16 年の台風 22 号での床上浸水の実績エリアとなり、藤沢鎌倉線沿いに浸水実績があったことが確認できます。また、水色やピンク色、紫色に着色された矢印は、このエリアの対策となり、ここでは、計画管きょへの改築となっています。黒

い点線の部分を拡大したものが真ん中の図面二つになります。

こちらの図面は、気候変動を考慮した1時間当たり59.7ミリメートルの計画降雨による現状のシミュレーション結果となります。緑のハッチングが5センチメートルから20センチメートル、道路冠水に相当する浸水箇所、黄色のハッチングが20センチメートルから45センチメートル、床下浸水に相当する浸水箇所となります。浸水実績と同様に藤沢鎌倉線沿いに道路冠水や床下浸水のシミュレーション結果が見てとれます。

このシミュレーションに対して、先ほど説明した対策を講じた後のシミュレーション結果が、真ん中右側の図面となります。点状にしていた緑色のハッチングや黄色のハッチングが無くなっていることが分かります。

そして、これらのシミュレーション結果を数字で表したものが、下の表となります。表下側、対策前の道路冠水のメッシュ数が118か所、面積で1.18ヘクタールだったものが、表上側、対策後ではメッシュ数が97か所、面積で0.97ヘクタールと減少していることが分かります。

このように、今回「重点対策地区」「一般地区（高）」と設定された8ブロックの、特にシミュレーションで浸水の多い箇所を選択して、雨水浸水対策を当面の10年間から長期の30年間にわたって行っていく計画が雨水管理総合計画となります。

以上で説明を終わります。

(会長) ただいまの御説明で何か御質問、御意見等ございますか。

(委員) 雨水管理総合計画ですが、大雨のことは考慮されているようですが、高潮の要因を加える必要はないでしょうか。

(担当課) 今回の雨水管理総合計画は、あくまでも大雨による浸水対策を講じているものになりますので、高潮による被害の想定はされておられません。

(委員) 高潮そのものによる被害というよりも、高潮と重なったために河川の水、例えば滑川の場合で言うと河口からどのくらいまで高潮が来るか分かりませんが、ハザードマップができています。高潮のために佐助川や御谷川に降った雨が上手く滑川に入らなかったり、入ったけれどもその先で戻されてしまったというような意味です。

(担当課) 今回のシミュレーションの前提条件として、河川が氾濫してしまうと当然氾濫区域は広がってしまいますが、あくまでも河川は氾濫しないという前提で、ただ外水位の影響はありという状況にしていますので、河川の水位が高くなったことによって、下水からの水が排出できない、そ

のためにあふれ出してしまっているシミュレーション結果になっております。

(幹 事) 今回、内水と呼んでいるものが、陸地に降った雨の水のことを言っています。河川についてはあふれていないという条件を設定していますので、仮に高潮があったとしても、あふれてしまいますと洪水ということになってしまいますので、今回この内水の氾濫とは性質が変わってくるというところがございます。今回は雨、しかも内水についてのシミュレーション、それに対しての計画ということで検討を行っているところです。

(委 員) 稲瀬川にはおそらく高潮の影響があるだろうと思います。その場合、稲瀬川の河口の水位がある程度上がっている、満潮の時とか気圧が下がった時とか、そのような悪い条件が重なったときには、長谷の交差点辺りの浸水はもっとひどくなるのではないかという気がしています。そのようなことがこの計画では考えられていないということでしょうか。

(担 当 課) 降った雨が流れないために起こりうる浸水というのは、こちらのシミュレーション結果に反映されていますが、川が氾濫したことによる浸水区域はこの計画には反映されていません。

(幹 事) 今回この計画は、ゲリラ豪雨や短時間で降る雨を対象にしておりますので、確かに委員のお話のとおり、当然海には干満がございますので、干潮時満潮時で川の水位が変わってくる場所というのはございます。そうしますと、当然そちらに排水できる量も変わってくるのですが、今回のこのシミュレーションについては、そこまでの自然的要因は入っていないのが現状です。どちらかという自然現象については、ゲリラ豪雨の方に着目をしてシミュレーションを行っている状況です。

(会 長) 今の話ですが、前提として下水道の管は水路や川に行き、そこから海に行くわけですが、川の水位はもういっぱいまで上がっている前提ということですか。それとも雨によって川の水位がどこまで上がるかを想定して、それに下水が流れることを考えてということですか。

(担 当 課) 川の水位はいっぱいまで氾濫する直前の状況ですが、川からは氾濫していない。ただし、下水からの水は川に流せないで、溢水してしまうというシミュレーションになります。

(会 長) 雨で川の水がどこまで上がるかは、雨の降る量と流れる先の海面の二つに影響されます。結果として、川の水位がどこまで上がるかという想定はしているので、高潮のときにある程度雨が降っているときかもし

れないし、高潮ではないときにもっと雨が降ったときかもしれないということですか。

(担当課) そのとおりです。

(会長) ちなみに後ろについている1枚の色のものは、雨の強さというのほどのときのものでしょうか。

(担当課) 気候変動を考慮した1時間当たり59.7ミリメートルの雨のときです。

(会長) そうすると、従来の計画が57.1ミリメートルなので、それよりも少し強い雨が降ったときにどういう浸水があるかと、将来雨水の整備ができたならそれが減るという比較ですね。
他には何か御質問等ございますか。

(委員) それからもう一つ、具体的な例で言うと、約20年前に浄明寺の谷戸の奥、衣張山の裾のところで、それまで畑を作っていた方が畑を止めたので、そこに家を3軒か4軒建てたことがあります。そのとき、畑の脇にあった小さなわずかに水の流れる川に土管を入れて、その上を塞いだことがあります。もちろん、その上に建物は建っていませんけれども。そしたら、家を建てて入居が始まって2年もしないうちに大雨が降りまして、その土管を乗り越えたものですから、床下浸水になってしまったことがあります。

最近も市内の所々にそのような30棟くらいの規模の宅地開発が行われているところを見ますと、従来の流れを暗きよというほどではありませんが似たように土管を入れて塞いでしまって、そこに建物はもちろん建っていませんが、そのすぐ脇には家が建っているところを見かけます。こういうところは大雨が降り、暗きよといいますか土管の入口に枯れ枝が何本か来て引っかかると、たちまちあふれ出して床下浸水を起こすと思います。おそらく市内にはそのような箇所が大変な数あると思います。そういうところの側溝を整備するというのは、どこかに書いてあったかと思いますが、そのような危険区域と言いますか、その辺は把握できているのでしょうか。

(幹事) 浄明寺の状況は把握しておりません。

造成行為は、大雨によらず様々な影響が生じる場合があります。地下水位が高い宅地で地下の水みちを変えてしまう場合や、宅内浸透の処置をした場合は、宅地が降雨後も膿んだままになってしまいます。また、宅地内が山を背負っていると、擁壁の水抜きパイプから水が大量に出て隣接地に支障を来たすケースもあります。

鎌倉は谷戸を盛土して造成している宅地が多く、市内には3,000平方

メートル以上の大規模盛土造成地など、盛土の造成地は 285 か所あります。そのような中で許認可の部署が宅地の安全を図る指導をしています。

下水道の立場では、宅内浸透して既存の雨水施設に負荷を与えないという指導をして、内水氾濫を抑止しています。

柏尾川流域内では、1,000 平方メートル以上の浸水阻害行為であれば、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策をしなければいけません。本市の床下浸水の対策は、今回の雨水管理総合計画になります。

その辺りを踏まえて、浄明寺の件については確認をしたいと思います。

(会長) 他には何か御質問等ありますか。

(委員からの発言なし)

(会長) 以上で、報告事項「(1) 雨水管理総合計画について」は終わりにします。

続きまして、報告事項「(2) 鎌倉市公共下水道経営戦略の進捗報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 鎌倉市公共下水道経営戦略、令和 7 年度の進捗状況を報告します。

まず、本日の資料の構成につきまして説明します。

資料 3 は、鎌倉市公共下水道経営戦略に記載した事項につきまして、令和 6 年度に実施した事業、令和 7 年度に実施予定の事業などを冊子にまとめたものです。なお、令和 6 年度に実施した事業にはマーキングをしています。

資料 4 は、経営戦略に記載した投資・財政計画と、令和 6 年度の予算決算、令和 7 年度の予算の金額を比較した表です。

資料 5 は、審議会からいただいた過去 2 回の答申に、意見として付された項目に関し、令和 5 年度、6 年度に実施した項目、令和 7 年度に実施予定の項目を整理したものです。

資料 6 は、その過去 2 回の答申に付された意見です。

これらの資料に基づきまして、本日、鎌倉市公共下水道経営戦略の進捗状況の報告を行うとともに、いただいた御意見を添えて、後日ホームページで公表してまいります。また、本日いただいた御意見に関して、必要に応じて報告内容を修正し、公表してまいります。

最初に、資料 3 を御覧ください。前方スクリーンには、同様の内容を映しています。

1 ページから 2 ページにかけては、「1 鎌倉市公共下水道経営戦略」に、策定の背景と基本方針を要旨として記載するとともに、経営戦略の進捗管理を行うことを記載しました。

3 ページに進み、「2 評価の目的・方法」、「(1) 評価の目的」には、経営戦略に掲げる施策等を着実に推進するため、評価の結果や検証の結

果を予算等に反映し、継続的な改善を図ることを目的として記載しました。「(2) 評価の方法」では、決算及び当初予算について、投資・財政計画上の金額と比較すること、主な投資計画について計画と実績の比較を行ったことを記載しています。

4 ページから 28 ページにかけては、「3 進捗状況」です。まず、「(1) 経営の基本方針の事項に関する進捗状況」に、経営戦略に経営の基本方針として掲げている、①予防保全への転換、②下水道施設の脆弱性の解消、③経営健全化の3項目を記載しました。

4 ページを御覧ください。「① 予防保全への転換」では、初めに、「ア 鎌倉市の下水道ストックマネジメント計画」について記載しています。污水管きよについて、令和6年度に民間開発団地内の管きよの調査が完了したことから、現在は、修繕改築計画の策定に向けて作業を行っています。この他、緊急輸送路・軌道下の幹線のみ策定済み、雨水管きよについては修繕改築計画が策定済み、処理場から雨水低地排水ポンプまでは全体計画が策定済みとなっています。

5 ページを御覧ください。「イ 管きよにおける予防保全型管理の導入」として、令和6年度は緊急輸送路に布設されている由比ガ浜第2污水幹線外の改築工事を実施したことを記載しています。また、民間開発団地内の管きよについては、令和5年度のスクリーニング調査結果に基づき、令和6年度は、約25キロメートルの詳細カメラ調査を行いました。

6 ページから7ページにかけて、「ウ 下水道終末処理場、ポンプ場及び雨水調整池等へのストックマネジメント計画の導入」については、令和6年度に、山崎下水道終末処理場では中央管制制御設備実施設計を、また、台調整池では中央監視制御システムの更新を実施しました。なお、雨水調整池等の定期点検は、おおむね4年毎に実施することとしており、令和6年度は雨水ゲート8門及び笛田調整池水位計の点検等を行いました。

7 ページから15 ページにかけて、「② 下水道施設の脆弱性の解消」についてです。

7 ページを御覧ください。「ア 鎌倉処理区と大船処理区の一元化」につきましては、経営戦略の策定後、方針を大きく変更していることから詳細に記載しています。これまで鎌倉市では、鎌倉処理区について、新たに下水道幹線を設置し、自然流下で送水、6か所ある中継ポンプ場を廃止し、新たに七里ガ浜下水道終末処理場付近に新七里ガ浜ポンプ場を築造し、ここで汚水を汲み上げて処理する計画でした。しかし、令和3年度に、新七里ガ浜ポンプ場の築造や七里ガ浜下水道終末処理場において、汚水の処理を継続することが困難と判断し、鎌倉処理区の汚水を大船処理区の子崎下水道終末処理場に自然流下で送水し処理する、処理場の一元化について検討を開始しました。

8 ページから10 ページにかけては、下水道幹線を設置する場合、長距離のシールド工事が予想されるため、地質調査を実施したことや、その

結果などについて記載しました。また、令和6年度は、管きよを占有する土地や立坑候補地の管理者等との協議調整を進めてきましたが、予定していた都市計画法や下水道法の手続きについては、神奈川県が所管する境川等流域別下水道整備総合計画の変更後、さらに本市の公共下水道全体計画を変更し、手続きを進めることを記載しました。

次に、「イ 国道134号 稲村ガ崎三丁目付近の新設管工事」については、令和7年3月に工事完了を目指していましたが、工事で使用する機器の搬入の遅れ等に伴い、令和8年2月の完了予定となったことを記載しました。なお、現場の方は現在、路面の復旧作業を行っているところです。

前方スクリーンを御覧ください。投影しているのは、現地の案内図となります。「P」と表示しているのは、中継ポンプ場で、「P」から出ている赤い破線は「圧送管」、青い線は自然流下の污水管を表しています。そして「T」は七里ガ浜浄化センターとなります。今回工事を行っている箇所は、黄色い丸で囲んだ場所で国道134号の稲村ガ崎付近です。

現場は令和元年8月、高波により道路擁壁が破損し歩道の沈下が発生したことが発端で、同年10月には台風19号の高波により、さらに歩道が洗掘され、赤色で囲みました部分で圧送管が露出しました。

その後、神奈川県が道路擁壁改修工事を施工することに伴い、道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所から要請があり、今回、海側歩道下に布設している音無橋付近の圧送管を、車道下へ移設する改築工事を実施したものです。

改築工事は令和2年度から実施しており、写真は着手当初、歩道上に設置した仮設の配管です。その後、工事を進め、今年7月に圧送管の車道下への移設が完了し、歩道上に設置した仮設配管の撤去が完了、9月に歩道の復旧が完了しました。現在は、車道の路面復旧作業を行っているところです。

資料は、進捗状況報告書に戻ります。11ページから12ページにかけては、「ウ 既設管きよの減災工事」として、マンホールと管きよの接続部の耐震化などについて記載しています。

13ページを御覧ください。「エ 七里ガ浜下水道終末処理場の耐震化」について、七里ガ浜下水道終末処理場は、山崎下水道終末処理場に一元化する検討を行う方針としましたが、一元化するまでの間、従事する職員等の安全性を確保することとしました。令和5年度から令和6年度にかけては、管理棟の一部について「レベル1地震動」を満たした耐震化工事を施すため、耐震診断や設計を行いました。

13ページ下段、「オ 山崎下水道終末処理場の耐震化」については、「レベル2地震動」を満たした耐震化工事を施すため、令和6年度から令和7年度にかけて、耐震性能が不足している部位の特定や工事費用を軽減させるための更なる耐震診断を行いました。

14ページを御覧ください。「カ 雨水施設の整備」については、関谷川

第1 雨水幹線、西御門川雨水幹線及び大塚川排水区の築造工事を実施したことを記載しています。なお、西御門川雨水幹線については、当初令和5年度に完了予定でしたが、一部区間の修正設計が必要となったことから、上流区間のみ令和6年度に完了したことを記載しています。

15 ページを御覧ください。浸水対策として令和6年度に雨水管理総合計画を策定予定でしたが、河川管理者である神奈川県との協議を令和7年度にかけて行ったことから、令和7年度の予定となったことを記載しました。

次に、「③ 経営健全化」では、15 ページから 17 ページにかけて、下水道使用料の改定と包括的民間委託の導入について記載しています。

15 ページから 16 ページにかけて御覧ください。「ア 下水道使用料の改定」については、令和5年4月から下水道使用料を改定した結果、1立方メートル当たりの使用料単価は、令和5年度に152.9円、令和6年度に155.8円となり、目標としていた総務省が示す下水道使用料の最低限の目安である、1立方メートル当たり150円を達成したことを記載しています。また、2回目の改定では、使用者への影響を考慮し、やむを得ず、令和5年度の資本費算入率37.3パーセントを維持することを最低限の目標としたことなどを記載しました。

16 ページから 17 ページにかけて御覧ください。「イ 包括的民間委託の導入」について、本市では、下水道施設の点検、調査、突発的修繕などを一括して委託する「下水道管路施設等包括的民間委託」を令和5年3月から実施しています。令和6年度は、令和5年度に実施した市内23か所の民間開発団地87キロメートルの污水管路スクリーニング調査の結果に基づき、詳細な調査が必要となった24.6キロメートルについて、詳細調査を実施したこと、令和6年度から運用を開始した電子化した下水道台帳の活用、要望対応等業務として污水、雨水で合計205件の対応を行ったことを記載しています。

18 ページから 24 ページにかけては、「(2)投資計画の事項に関する進捗状況」です。

18 ページを御覧ください。「① 施設の投資計画」は、経営戦略に主な投資計画として記載した五つの事業につきまして、令和6年度の実績や令和7年度以降の予定について記載しています。

資料は少し飛びまして、進捗状況報告書の巻末、見開きページの「中期投資計画執行状況（資本的支出 建設改良費）1 / 2」の表を御覧ください。前方のスクリーンにも同様の資料を映しています。

「緊急輸送路の污水管修繕改築工事」は、鎌倉市の污水管全長48キロメートルのうち26キロメートルに当たる緊急輸送路の下に設置されている管について、令和4年度から令和8年度までの5年間で1.7キロメートルを修繕、改築する予定となっています。令和6年度に実施までで約0.4キロメートルの改築を行いました。

「民間開発団地の污水管修繕改築」は、計画では令和8年度に実施設

計を行うこととしており、それに向けて現在は、管きよの状態調査を行っており、令和6年度は先ほども説明しましたとおり、令和5年度の調査結果に基づき、より詳細な調査を全体87キロメートルに対して、24.6キロメートル実施しました。

「雨水管・雨水調整池の修繕改築工事」は、経営戦略の行程上、令和3年度に市内の雨水管等の修繕改築計画を作成し、令和4年度から修繕改築工事を実施する予定でしたが、実施時期の見直しを行い、令和6年度には、管きよの布設予定箇所の道路管理者や各埋設企業と施工内容に関する協議を行いました。

「下水道終末処理場等修繕改築工事」は、山崎下水道終末処理場について、令和4年度に実施した耐震診断の結果、耐震性能を満足しないことが分かりました。そのため、令和4年度から令和5年度にかけて実施する計画であった耐震診断を、令和6年度まで実施しました。七里ガ浜下水道終末処理場については処理場を一元化するまでの間、安全性を確保するため、耐震化に向けた作業を進めています。

資料は次のページ、「中期投資計画執行状況(資本的支出 建設改良費) 2/2」の表を御覧ください。「持続型下水道幹線再整備事業」につきましては、令和3年度から処理区の一元化の検討を行うこととしました。それが、下段の「新工程」になります。令和6年度は、管きよを占用する土地や立坑候補地の管理者等との協議調整を進めました。

資料は、21ページに戻ります。「② 最適化・平準化・広域化」について、雨天時侵入水調査は、令和6年度は扇ガ谷地区において、排水設備の誤接続や下水道管路の状態を確認する詳細調査を実施したことを記載し、次の22ページでは、汚泥処理の計画について、流域下水道との連携について、県内処理場汚泥融通ワーキンググループに参加し、災害時等における下水汚泥処理に係る協定の締結に向けた協議を行い、各市町の状況、課題等について共有したことを記載しています。

23ページを御覧ください。「③ 体制・民間活用・技術力」については、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した新しい官民連携手法であるウォーターPPPについて、令和6年度は国土交通省が委託したウォーターPPPの専門家の支援を受けるモデル都市として選定され、導入検討の準備を行ったことを記載しています。

また、23ページの中段では、「④ その他の取組」について、令和5年度に構築した電子化した下水道台帳の運用を開始し、システム内で点検調査結果等を蓄積することにより、管の状態をスムーズに確認でき、市民要望の対応状況を受託者と発注者間で共有できるなど、下水道施設の維持管理ツールとして運用していることを記載しています。

24ページを御覧ください。「⑤ 資産活用」では、下水汚泥のたい肥化に向けて、令和6年度から山崎浄化センターの汚泥及び焼却灰について、成分分析を行ったことを記載しています。また、再生可能エネルギーの活用について、最適な発電容量の選定や費用対効果などの課題を見据え、

実現の可能性について検討を行ったことを記載しました。

25 ページから 28 ページにかけては、「(3) 財政計画の事項に関する進捗状況」として、経営戦略に記載している財政計画の事項について、金額など数値の推移を記載しています。「① 企業債」について、「企業債残高」は、令和 6 年度末時点で 255 億で、減少が続いています。

26 ページを御覧ください。「企業債発行額」は、令和 6 年度に 6 億 5,000 万円となり、経営戦略の計画数値と、1 億 3,000 万円の差異が発生しています。「元金償還金及び利子」は、令和 6 年度に 31 億 4,000 万円で、令和 5 年度に比べて約 1.3 億円減少しました。

27 ページを御覧ください。「② 下水道使用料」は、令和 6 年度に 27 億 6,500 万円で、令和 5 年度に比べて、約 0.4 億円増加しました。「有収水量」は、令和 6 年度に 1,774 万 7,800 立方メートルで、一時的に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛に起因すると思われる使用水量の増加がありましたが、令和 2 年度以降減少傾向であり、今後も減少傾向が続くものと考えています。

28 ページを御覧ください。「③ 繰入金」は、令和 6 年度に 31 億 5,600 万円で、経営戦略の計画数値に近い金額となっています。

29 ページを御覧ください。「4 評価」では、経営戦略で定めている三つの経営の基本方針について評価を行っています。この章では、ここまですべて記載した報告事項についてまとめとして記載しているため、説明は省略させていただきます。

以上で、資料 3「鎌倉市公共下水道経営戦略進捗状況報告書」についての説明を終わります。

続きまして、資料 4「投資・財政計画と予算・決算の比較」という A3 横の表を御覧ください。この表は、経営戦略に記載した「投資・財政計画概要版」の金額と、令和 6 年度予算と決算、令和 7 年度予算を比較したものになります。説明は、経営戦略の投資・財政計画と、実際の予算・決算において差が生じた部分について行います。また、資料中、一番左の列に行番号を振っており、説明の際に使用しますので適宜御覧ください。

最初の表は、収益的収支についてです。まず、令和 6 年度決算について見ていきます。行番号 8、収入計は計画比 106.2 パーセント、行番号 15、支出計は 101.3 パーセントでした。収入、支出の内訳で計画との差が大きいところを見ますと、行番号 3「(2) その他」は、雨水処理費負担金が計画より約 1 億 6,000 万円減少したことによる減額で、表に記載しました減価償却費に充当する収益の見込み額と、実際の金額に差が生じたことが原因となっています。

次に、行番号 5「(1) 補助金」です。ここには、一般会計繰入金と国庫補助金を計上していますが、主に修繕費などが増加したことに伴い、充当する繰出基準内の一般会計繰入金が増加したことにより増額となっています。

支出に移りまして、行番号 11「(2) 経費」につきましては、主に修繕

費が計画より約9,200万円増加したことに伴い増額となりました。

次に、令和7年度予算です。令和7年度予算は、行番号8、収入計は106.9パーセント、行番号14、支出計110.7パーセントとなっています。計画と大きな差があるものは、令和6年度決算と同じ項目となっており、行番号3「(2) その他」、行番号5「(1) 補助金」については、増減理由も同じですが、行番号11「(2) 経費」につきましても、主に動力費が増加したことに伴い、増額となっています。

2ページに移ります。上段が資本的収支についての表です。令和6年度決算につきましても、行番号21「収入の計」は、計画比56パーセント、支出の計は58.6パーセントとなりました。

収入の内訳を見ますと、行番号17「1 企業債」、及び行番号19「3 国補助金」が、減額となっています。これは、主に山崎浄化センター及び七里ガ浜浄化センターの耐震化事業費について、計画を変更し実施しなかったため、財源としていた企業債及び国補助金が減少したことによるものです。

支出の内訳は、行番号22「1 建設改良費」が減額となっています。これは主に、先ほど説明した山崎浄化センター及び七里ガ浜浄化センターの耐震化事業費について、計画変更により実施しなかったことによるものです。

令和7年度予算では、行番号21「収入の計」は計画比40.8パーセント、行番号26「支出の計」は計画比58.3パーセントとなっています。これにつきましても、主に山崎浄化センター及び七里ガ浜浄化センターの耐震化事業費が減少したことによるもので、それに伴い、企業債や国庫補助金も減少しています。

下段は、他会計繰入金を表です。令和6年度決算について見ていきます。行番号32「収益的収支の基準内繰入金」は、先ほど収益的収支で説明した動力費等汚水処理に係る経費の増加に伴う増額です。

次に、行番号35「資本的収支の基準内繰入金」は、雨水事業費に充てる起債額を増加したことに伴い、雨水分の繰入金が減少したため、減額となっています。

行番号36「資本的収支の基準外繰入金」は、上段の四角いカッコ内の金額で見ますと95.5パーセントとなっています。これは、収益的収支、資本的収支、それぞれの経費の執行額のうち、総務省が定める基準に該当するものを計算し、基準内の繰入金を充当し、残った額を資本的収支の基準外繰入金としているためです。そのため、行番号38の基準内繰入金の増加と連動して減少しています。

令和7年度予算は、行番号32「収益的収支の基準内繰入金」は、先ほどもありました、動力費等汚水処理に係る経費に充当するため、収益的収支の基準内の繰入金は増加しています。また、行番号35「資本的収支の基準内繰入金」は、雨水事業費の増加に伴い、充当する雨水分の繰入金が増額となっています。

行番号 37、繰入金の合計については、計画と比較して大きな差は発生していません。なお、一般会計繰入金については、投資・財政計画上の見込みと、実際の経理上の運用を見直しており、このことは1 ページ目の表の下、欄外に記載しました。

次に、資料5「鎌倉市公共下水道経営戦略進捗表 付帯意見項目」と資料6「鎌倉市下水道事業運営審議会答申 付帯意見」について説明します。

資料5は、下水道事業運営審議会からいただいた過去2回の答申において、意見として付された項目に関して、令和5年度と令和6年度の事業の実績と、令和7年度の計画について整理したものです。また、一番左の列、付帯意見の欄には、いただいた御意見の項目のみを記載しているため、その御意見の全文を記載したものが資料6になります。

資料5に記載した事業につきましては、資料3の進捗状況報告書に詳しく記載があるものが多く、また、資料6の審議会からいただいた御意見についても、その視点を取り込むよう注意しながら資料3を作成したため、繰り返してなってしまいますので、ここでは説明は省略させていただきます。資料5、資料6とも御覧いただいて、質問、御意見などありましたらお願いいたします。

以上で、鎌倉市公共下水道経営戦略進捗報告についての説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。実施された内容や評価の御説明でしたけれども、今の内容につきまして御質問、御意見等ございますか。

(委員) ウォーターPPPについて御説明があったと思いますが、モデル都市として選定されたと伺いましたけれども、一緒にタッグを組む民間企業の方ですとか、役割分担など決まっていらっしゃるようでしたら教えていただきたいです。

(担当課) 昨年度に導入可能性調査の準備業務を行いまして、今年度に導入可能性調査とあって、企業にアンケート調査をしたり、ヒアリングをかけたりにして、市の方のスキームを定めていくような段階になっておりまして、まだ具体的にこういったものを取り入れようというところまでは決まっていない状況です。

(委員) 分かりました。

(会長) 他には何か御質問や御意見ありますか。

(委員) お聞きしたいのが、16 ページに「汚水管路スクリーニング調査の結果に基づき、詳細調査が必要となった24.6キロメートルについて詳細調査を実施した」と記載されていますが、それ以外の詳細調査が不要となっ

た汚水管路は、おおむね、今後どのくらい使用できると評価されているのでしょうか。また今後、調査をするのか教えてください。

(担当課) 今回調査したところというのが、下水道ストックマネジメント計画に定められている場所ということで、鎌倉市にもらい受けた下水道施設ということで先行的に調査をしている場所です。現在鎌倉市の下道管の漏水の調査という形ですと、緊急輸送路の調査で、続いて民間開発の団地から今回 87 キロメートルという調査。次に、来年度からは下水道施設に直結している汚水幹線の調査 42 キロメートル、そちらの方をまた第 2 期包括委託で調査しようということで計画を立てています。最終的には全体的な調査というのは進めるべきだと思いますが、今やれる範囲で順次進めているような状況です。

民間開発団地についての 87 キロメートルのうちの他というような位置づけですと、スクリーニング調査の結果、現状詳細調査を行っても問題がないという結果でしたので、こちらの方は現在詳細調査を行わない予定です。ただ、7年に1回の調査をしますので、この 87 キロメートルのうちの 24.6 キロメートルを引いた部分の調査というのは、7年後にまた再度調査するような形になっております。

(会長) 他にはいかがでしょうか。

(委員) 今の質問の中の 24.6 キロメートルの詳細な調査をしたほうが良いのではないかという判断といいますか、その根拠は例えば木の根が入っていると、何か管きよに傷みがあるということですか。具体的に教えてください。

(担当課) スクリーニング調査という調査方法は、テレビカメラがついた車を下水道管の中を走らせるような形なのですが、詳細調査と違ってノンストップでマンホール管を駆け抜けるという調査になります。詳細調査になると、両サイドの危険なところをよく首を振って調査したりするのですが、このスクリーニング調査というのは走り切って、どんどん調査をできるというのがポイントになります。ですので、その調査の中でも、今委員がおっしゃってくださったように、木の根が出て割れてしまっている管や腐食の状況が見えているとか、そのようなものを簡易的に判断する基準をうちの方で設定して、そちらの方でもう 1 回詳細調査が必要だということの順位付けをして、詳細調査に回っているような形です。ですので、そのスクリーニングに外れているものというのは、基本的に大きな何か大ダメージがあるということはないという流れになっております。

(会長) その他になにかありますか。

(委員からの発言なし)

(会 長) 細かい点ですが、説明の中で黄色マークしているところが今年度の部分ですよね。表紙でもどこでも良いのですが、そこについて凡例で書いてもらえるとありがたいと思います。

(事 務 局) 承知いたしました。その旨冒頭に記載させていただきます。

(会 長) 他にはいかがでしょうか。

(委員からの発言なし)

(会 長) よろしいでしょうか。それでは会議から1時間近く経過しましたので、ここで1回休憩を取りたいと思います。

(休憩)

(会 長) それでは会議を再開したいと思います。次の議題「鎌倉市公共下水道経営戦略について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事 務 局) 鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について、答申（素案）の内容を説明します。資料7を御覧ください。

「1 答申」では、まず、鎌倉市の下水道について、昭和33年から累計約1,800億円をかけて整備してきた大量の施設が老朽化してきている一方で、財政悪化が見込まれ、体制が半減以下となっていることから、令和3年3月に鎌倉市公共下水道経営戦略を策定し、事業を進めてきたことを記載しました。

次に、進めてきた事業の例として、令和4年度に下水道管路施設等包括的民間委託を開始し、点検・調査や施設情報の管理・台帳の電子化等を進めてきたこと、また、令和5年度に下水道使用料を改定したことについて記載しました。

一方で、施設の投資計画6事業のうち、達成したのは1事業で、5事業は未達成となっていること、このまま投資の先送りが続けば、事故などの発生リスクは増大し続け、地震や津波などに対する脆弱性への対応も遅れること、また、30年間のデフレ基調から急激な物価高騰、人手不足、地球温暖化やデジタル化への対応が求められることを記載しました。

こうした状況変化を踏まえ、当審議会では、鎌倉市の下水道事業が抱える課題を再整理し、30年後を見通した10年後のあるべき姿、10年間に行うべき事業を、投資・財政計画とともに「鎌倉市公共下水道経営戦略2026(素案)」として取りまとめ、答申することを記載しました。また、

今後は、本戦略に沿って下水道事業を進めるとともに、市内部や当審議会において、中間年までに進捗状況や成果を踏まえた評価を行った上で、必要な対応を求めることを記載しました。

2 ページを御覧ください。次に、「2 付帯意見」です。付帯意見は、「(1) 再構築体制の緊急構築」、「(2) 民間の大胆な活用」、「(3) 最適な事業運営へ」、「(4) 市民とともに」の4項目です、(1) から (3) までは、前回の審議会で御意見をいただいた項目、(4) は審議会後に御意見をいただいた項目で、これまでの審議を基に内容を記載しました。

まず、「(1) 再構築体制の緊急構築」では、老朽化した下水道施設を運転し続けながらの適切な改築更新に加え、災害にも強く、維持管理費も小さな下水道システムに再構築していくためには、施設を新設するよりもはるかに高い幅広い技術力をもったうえで、多額の費用と多大な労力を要することを記載し、そのうえで、高度化・複雑化する施工方法の中から適切な手法を選択し、投資計画を立案できるか否かによって、事業期間やコストは大きく変わることから、適切な投資計画を迅速に作成・実行可能とする体制の構築を直ちに検討し、構築を求めることを記載しました。

次に、「(2) 民間の大胆な活用」では、技術的・財政的・体制的に困難な改築更新・再構築を実行するには、これまでと次元の異なる民間活用が不可欠となりますが、国全体が慢性的な人手不足に突入し、全国の地方自治体が一斉に民間活力を必要とするなか、鎌倉市の下水道事業が民間にとって魅力ある事業となるよう、様々な側面から検討を求めることを記載しました。

次に、「(3) 最適な事業運営へ」では、課題山積みの状況下、様々なインフラの中でも下水道事業は、互いに相反しがちなパフォーマンス向上やリスク削減と、コスト低減の間の最適バランスを取りながら事業を進めるアセットマネジメント手法を可能なところから導入するよう検討し、市民の負担も考慮しながら優先順位を明確にして、事業を進めることを求めることを記載しました。

最後に、「(4) 市民とともに」では、下水道は、安全で快適な暮らしに欠かせない市民の大きな財産である一方、最も見えにくいインフラであるとした上で、市の公表が唯一の情報となる傾向があるため、日ごろから現状と今後を積極的に伝え、一緒に考えながら事業を進めるよう、工夫を求めること記載しました。

以上で、答申（素案）の説明を終わります。追加や削除、修正すべき点について、御意見をお願いいたします。

(会長) 答申（素案）についての御説明でしたが、全体の構成やそれぞれの項目の内容などお気づきの点ありましたら、御意見お願いします。

(委員) 答申の最初に下水道使用料の改定がありますが、「総務省が示す最低限

の目安まで改定」とありますけれども、総務省が示す目安は確か二つあったと思うので、改定できたのは使用料の1立方メートル当たり150円の方だけではないかと思えます。もう一つの資本費の方、60パーセントはできていないわけですから。

(担当課) 今回の答申は令和5年度の改定についての記載になりますので、まず1立方メートル当たり150円という目標は達成したということが分かるような記載方法で調整させていただければと思います。

今御紹介いただいた資本費のお話ですが、現経営戦略上は2回目、3回目の改定で50パーセント、60パーセントを目標としているところではあります。繰入金算定のときに使われている基準を参考に設定しているものになってくるので、この場合の総務省が示している最低限の目安とイコールではない基準かと思えますが、その辺りは分かるような記載にしていこうと思えます。

(委員) すみません。私の方に誤解がありました。総務省が示す最低限の目安というのは1立方メートル当たり150円だけです。もう一つの方は鎌倉市のような規模のところは、という別の話でした。ただ、誤解する人もいると思うので、そこは分かりやすくお願いします。

(担当課) ありがとうございます。答申をお読みいただいたときに、その辺りが分かりやすいような記載方法に変更していきたいと思えます。

(会長) ありがとうございます。その他に何かございますか。

(委員) 付帯意見の「(1)再構築体制の緊急構築」について、もう少しかみ砕いて書く必要があると思えます。この答申書には、計画も一緒に付けて出すのでしょうか。添付するのであれば、中を見れば分かるので問題ないとも思えますが。ちなみに、この体制というのは設計をしたり、維持管理をしたり、人員の体制のことを言っているのですよね。

(事務局) 体制につきましては、そのような御理解でよろしいと思えます。答申につきましては、こちらの答申書と合わせて鎌倉市公共下水道経営戦略2026を添付して答申をいただくような形になっております。

(委員) 中身を見て理解することは大変だと思うので、もし余裕があれば、もう少しかみ砕いて書いていただければと思うのが一つと、答申で、これも計画の中身を見れば分かると思うのですが、「6事業のうち1事業」と書いてあるのですが、市民の方が見て分かるようにしたほうが良いと思えますが、どのようにお考えなのか確認させてください。

(事務局) ここで「6事業のうち、達成したのは1事業で、5事業は未達成であり」では、具体的にどの事業ができて、どの事業が未達成だったかというよりは、5事業が未達成で全体的に投資が先送りになっているということを表現させていただいております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) その他にはいかがでしょうか。

(委員) 私が全く分かっていないかもしれませんが、これは市民の皆さんへではなくて、まず市長へのですよね。付帯意見の一番下に市民の方に分かるように積極的に伝えてということをお願いしているようですけども、この「現状と今後を積極的に伝え」というのをどのようにするのか、やはり私たちにも分かるように、私は今回このような場に参加しているから、大雨が降ると冠水してしまうのはこういうことで大変で、今やっているけれどダメということを知っていただくためには、おそらく一般市民は「何もやっていないからこうなるのではないか」と思われると思います。私も少し聞くと、「下水道使用料が上がっているけど、結局何もできていない」という方のほうが、先ほど一般市民の目からと言われたので、これを市長にこういうことを伝えてくださいということであれば、少しここも具体的に付け加えたほうが、それができるかどうかは分かりませんが、一般の方には分かりやすいのではないかと思います。

(事務局) 表現が少し具体的になるよう、検討させていただきます。

(幹事) 具体的にこういったことを行えばということ盛り込んだほうが良いのではないかと御意見があったので、私共の方でも検討しますし、相談をさせていただければと思います。お願いとしては、もしこういうものが効果あると思うということがあれば、ぜひ事務局の方にお寄せいただくとありがたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(会長) 御意見ありがとうございます。皆さん見ていただいて、今でも例えば9月10日の下水道の日に行っている市、あるいは子ども向けの講座を開いているところなど、様々なケースがありますけれども、何か思いつかれることがあれば教えていただければと思います。

水道だと広報を出したり、何かやっつけらっしゃることはありますか。

(委員) 通常の広報については、「さがみの水」ということで定期的に出させていただいています。料金値上げについては、改定に関する広報として、なぜ料金値上げが必要なのかという視点でパンフレットを作っています。

記載内容としては、「これまで高度経済成長期に大量に管を布設してきたものが、一斉に更新時期を迎えます。」「戦略的に管路を整備する必要があるため、料金値上げが必要です。」等の趣旨を県民の方に理解していただくために広報は行っています。また、出前講座ということで、地元の小学生を訪問し水道事業について説明しています。先ほどの体制構築にもつながってくると思うのですが、水道事業の担い手確保のために、小学生に水道について興味をもっといただく目的としても実施しています。

(委員) 確か前回だか前々回だか、使用料の答申だったか、この前の経営戦略の答申だったか忘れましたが、ぜひ市の広報で下水道特集をやってほしいということをお願いしているはずです。何か見事に無視された気がします。消防は確かありましたよね。消防も大事ですが、消防の前に下水道をやっても良いなと思っていたのにやってくれなかった。無視された、と私は思ったのですが。

(担当課) 前回の令和5年度の使用料改定の際には、広報紙の一面の記事として特集させていただいていて、その中で、老朽化や災害対策などにお金が必要になってくるため値上げをします、といった形で特集を組ませていただいているところです。また、来年度の改定に向けて今後特集記事等の調整が入ってくると思いますので、その様な機会を通じて皆さんにお知らせしていけたらと思っています。

(委員) 私の記憶だと、消防の記事はずいぶん具体的だったと思います。下水道は一面にあったかもしれませんが、たいしたことは書いてなくて、要は、下水道使用料を上げてくださいということだけだった気がします。下水道が見えないところでどの様な苦勞をしていて、どんな問題があるかということとはあまり書いていなかった気がするのですが。

(担当課) 実は広報記事の調整の中で、まずは下水道に親しんでもらうため、下水道の仕組み等をお伝えする記事にできないかというところで、原課としては案を出していたのですが、やはり今回は、値上げに対してどうなるのかというところに一番興味を持たれる方が多いので、そこを分かりやすく伝える記事にするべきではないかというお話が調整の過程でございまして、委員がおっしゃっているようなプラスアルファの部分は印象に残らない部分になってしまったのかと思います。

(委員) 一般市民の方は値段が上がるというところだけを見てしまって、それでおそらく先ほどもありましたけれど、節水関係のものを購入するほうに走ってしまうので。でも、水を使うということはその量を少なくして安くするのではなくて、下水道のほうの方が大事だということをアピールしたほうが良いのではないかと思います。実は私もここに来るまでよく分

かっていなかったなので、ここの見学だったり、水をいくら少なくしても、それを綺麗にするための動きは必要なので、そこが上がるのはもうそれはいくら節水しても変わらないということ、今皆さん非常に節水のこと、いろいろなところに様々な道具を使って少なくしたら水道代が安くなると思われているけれど、使ったらその処理をしなければいけないという方を分かりやすく説明したほうが良いかと思いました。

(担当課) 御意見ありがとうございます。また来年の使用料改定に向けて、個別に使用者の皆さんにチラシの配付ですとか、広報記事ですとか、また地下道ギャラリーに展示等もさせていただきたいと思っているので、今回策定する経営戦略のお知らせ等もできたら併せて行っていきたいと思っています。今の御意見も参考に記事の内容については考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

(会長) その他にこんな手もあるのではないかとかいうのはないですか。

(委員からの発言なし)

(会長) 水道は年何回作成していますか。

(委員) 3回です。

(会長) すごいですね。市の広報は確か毎月出ていると思いますが、下水道事業特集号みたいな形で何か薄い冊子を織り込むとか、思いつきですが。

(幹事) 以前、広報かまくらで特集を組んでもらった時のものが見つかりましたので、スクリーン上に表示している形になります。

これが表紙で、2面については財源不足ですとかそういったことを写真やグラフを交えたりして説明をしています。

(事務局) 背景その1として、一番上の青い四角で財源が不足しているところを説明していきまして、三角のところでは解決の方針として、経営を健全化していきましょうということが記載してあります。

2番目の四角では、施設が老朽化していることを、実際のマンホールが劣化している写真を交えて、点検の様子などの写真が入り、施設が老朽化していることをここで表現し、解決の方針として予防保全への転換をしていかなければならないことを記載しています。

それから災害対策が必要ということで、鎌倉市で言うと平成28年の稲村ヶ崎で、地盤沈下などで破損した汚水管の様子。それから平成23年度になります、地震で浮上したマンホールの様子などを交えて、こういった災害脆弱性の解消をしていかなければならないということを記載して

います。

(委員) 左側はどうなっていますか。

(事務局) 水がどのような形で流れていっているかということに記載しています。

(委員) 分かりやすいですね。私が言いたかったのはこういうことです。それをもっと皆さんに知っていただきたいですね。

(事務局) こちらが2面になりまして、3面に、だから下水道使用料の改定が必要だということで、具体的にどのぐらい変わるのかということと、実際に市民の皆様のお手元に届く上下水道使用料のお知らせのどこの部分を見ればいいのかという記載。それから減免制度、こういう減免制度がありますというお知らせを、このときには掲載させていただきました。

(会長) どれだけの市民の方が御覧になったのかが少し気になるころではありますが、これを1回全戸配布したということになっているということですか。

(担当課) 広報紙になりますので、全戸配布になっています。それと別に使用料改定についてのチラシを、使用者の方に対して戸別配付させていただいています。

(会長) 広報紙としての1回、何月号かの下水道特集と、それから料金のチラシと2種類行っているはずという。さらにいろいろな人の目に留まって、開いてもらっているようなものができるということですね。
他には何かお気づきのことはありますか。

(委員) 先ほどの答申の付帯意見で委員が言われた「(1)再構築体制の緊急構築」というところですが、他の言葉に比べるとこの1番目が少し硬い気がするので、市民とともにではないですけども、例えば、「待たなしの再構築体制の構築」とか、何かそういう柔らかい言葉にすれば、良いのではないかと思います。

(会長) 御提案ありがとうございます。確かに漢字ばかり並んでいて、少し頭がとっつきにくいかもしれないです。
他にはよろしいでしょうか。

(委員からの発言なし)

(会長) 経営戦略は、いろいろ議論してきたものが全部ここに集約されてきま

す。せっかくの機会なので、議論をしてきたことを含めて、まだ御発言されてない方がいらっしゃったら、感想でも一言お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 今発言するのが難しいと思っているのが、やはりウォーターPPP だと思っています。今の段階で少しコメントしづらいところの方が多かったという感じですが。もう少し実態を踏まえてからでないと、何とも言えないというところもあるので、今のところはこんな程度で対応して、走りすぎないような感じですかね。走りすぎないように遅れないようにという感じでしょうか。あと、社会情勢とかそういったものがどう変わってくるかというのがあります。

(会長) 今のウォーターPPP というのは国の方で特に人口が急激に減少している地方の町村など、元々技術者があまりいないのが、施設は何十年経って老朽化するけれども、それを考えていく人たちが役場の中にいなくて、民間にもっと全体をお願いしようという流れを、国も急に言い出して、それをやらないと污水管の入れ替えに補助金を出しませんとまで言い出しているのが今の全国的な状況です。ただ、それを急に言われても、例えば民間に管理をお願いするにしても、実際の状況が分かっていないと、やる方もどのぐらいのことをやらなければいけないか分からないし、本当は準備がたくさん必要です。なので、うちには何キロメートルの管があって、これはもう新しくしていますけど、こことここはまだ調査もしていませんとか、様々なことをお話して、処理場はこの設備はもう去年取り替えたから大丈夫など、いろいろな情報を出してやらなければいけない。それから、そういうことを新しく全国で一斉に仕事を出しても、今度は受ける企業がどこも人手不足の時代で、全国千数百の事業をやってもらえるか検討してもらっただけでも大変です。それをお手伝いするような事業団をはじめ、いくつかの団体も、皆がもう本当にてんてこ舞いという状況になっています。そんな中で、どうやって民間の方々にもっと大きく、ものを考えるところを含めて担ってもらうのか、おそらくここ1年で何とか考えなければいけないというのが、全国の自治体の頭の痛いところでは。

何か感じられることはありますか。

(委員) 私も難しいことは分かりませんが、今私が仕事している中で、一般住宅のお客様から毎日漏水したとか詰まりがあったとか、そういう電話が来まして、業者を紹介しているという形の組合なのですが、やはりトイレとかがタンクレストイレに代わり、節水になることによってやはり詰まりとかも起きやすくなっているのか、あと流せるお掃除シートとかをパッケージには流していいと書いてあるけど、節水トイレを使っているとだどやはり詰まってしまうというのも多いです。あと漏水がとに

かく夏からすごく多くて、多いとき1日10件とかで、今、非常にうちの組合員さんたちもみんな忙しい状態になってしまって、今はもう1週間待ってくださいと電話で説明している状態です。

あと、鎌倉で年金暮らし一人暮らしの老人がすごく多いですが、やはり一般的に業者が行くとお金かかってしまうということを説明しています。ただ、本当にお年寄りが多いなっているのは感じています。

- (会長) 例えば、飲食店とかホテルとかも働き手がいなくて、食事なしなら泊まれるというところが出始めている。外国からも来てもらって手伝ってもらっていますけれども、民間に仕事をしてもらうとなると、もう完全に人の取り合いになってくる。まずお金の問題が一つ。給与も非常に上がってきて、対応できない分野は人がいなくなってくる。役所も人がいないので人の取り合いになります。これからますます激しくなる中で、どうやって止まっていた仕事を進めるのか。どこでも多分問題ですけれども、これから下水道を大きく作り変えようという鎌倉市は、さらにどうしていくか、もうひと知恵の絞りどころかと思えます。
- ウェブの方は何か他にありませんか。

- (委員) 最後に市民とともにというところがあったと思いますが、すごく重要な点だと思っていて、皆さんに一時的に下水道の重要性というものを知ってもらうのではなく、将来にわたって皆さんが下水道の重要性というものを知ってもらうには、何かそういった先ほど小学校へ出張授業とかもあったと思いますが、そういった教育のところでは何か展開できたら良いと思っております。私は大学でちょうど上水と下水の水質変換工学ですけれども、上水や下水における処理の仕組みであったり、浄水場の仕組みであったりというところを担当しているのですが、そこで話をしていきますと、現場ではどうなのですかと結構興味を持ってくれる方がいて、私は現場のことをなかなかそこまで詳しくないので、説明できないというところが少し歯がゆいところではあるのですが、やはり一つ何かきっかけがあると、すごい興味を持ってくれるというのが分かります。ただ、残念ながら私は大学生を担当していて、大学生は家に帰っても授業の内容を家族と共有しない。やはり小学生とかそういった時期に、重要性を伝えていくことが重要だと思えました。

- (会長) ありがとうございます。よく広報関係のところは、結構話題が出たところですが、他に何かお気付きなこととかありますでしょうか。

- (委員) さっきの23ページのウォーターPPPのことですが、モデル都市に選ばれたというのが新しい事実だと思いますけれども、そのモデル都市に選ばれるに当たっての、選ぶ側の期待、もしくは他にどんな都市が選ばれたのかということがもし分かりましたら、その範囲で教えてください。

(幹 事) まずモデル都市は、鎌倉市で立候補というわけではありませんが、国の方からコンサルティングを派遣してもらえるとということもありましたので、鎌倉市で検討を行っているので指名していただきたいということでエントリーをして、採用していただいています。

他の都市ですと、鎌倉市と同じ時期に選ばれたところの資料が手元にはないのですが、神奈川県内ですと三浦市とかはこの制度を使って、かなり先行して検討の方を行ったということを知っています。ちなみに鎌倉市は令和6年度にモデル都市に指名されました。神奈川県内ではこの年は鎌倉市だけでした。スクリーンに今出ておりますけれども、令和6年度に神奈川県鎌倉市、山口県下関市や長崎県長崎市、東京の立川が選ばれているという状況です。

(会 長) 国も急遽もっと民間にと旗を振ったところで、コンサルタントを派遣するとか、いろいろな手助けもしている状況です。

(幹 事) ちなみにこのモデル都市の選定ですが、実は1年限りとなっております。まず導入にあたっては入口の部分の支援をしていただいて、その成果を基に令和7年度以降、基本的に自走していくという形となっております。

(会 長) 今の制度関係はそれでよろしいでしょうか。他には何か御質問ありませんでしょうか。

(委員からの発言なし)

(会 長) この後でも構いませんので、追加でお気づきなどありましたら、事務局の方まで御連絡をいただきたいと思います。今日出たお話とか、まとめて答申案を事務局の方で作っていただくこととなります。次回の審議会で、答申については固めるという方向でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の下水道審議会は終了としたいと思います。御協力ありがとうございました。

以上